

体育館等使用料

【田沢市民体育館・生保内市民体育館・神代市民体育館】

使用目的	昼間使用料		夜間使用料	
	使用時間3時間まで	使用時間3時間を超える1時間ごとに	使用時間3時間まで	使用時間3時間を超える1時間ごとに
体育のための使用	750円	70円	1,070円	100円
会議及び集会等の使用	1610円	530円	2,150円	750円
興業又はこれに類するものの使用	10,790円	3,230円	16,180円	3,770円

【田沢交流センター 体育館】

使用目的		基本使用料	追加使用料	備考
体育のために使用	昼間	750円	70円	1 基本使用料は、使用時間3時間までとする。 2 昼間は午前8時30分から午後5時までとし、夜間はそれ以外の時間とする。 3 追加使用料は、超過1時間ごとに加算する額である。 4 暖房を使用する期間は、それぞれ30% (10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)加算する。 5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
	夜間	1,070円	100円	
会議及び集会等の使用	昼間	1,610円	530円	
	夜間	2,150円	750円	
興業又はこれに類するものの使用	昼間	10,790円	3,230円	
	夜間	16,180円	3,770円	

【雲然トレーニングセンター】

区分	使用料の額(円)			
	午前9時から午後5時	午前中のみ	午後のみ	午後5時から午後10時
興業及びこれに類似する行為のため使用する場合	32,370円	10,790円	21,580円	43,160円

【勤労青少年ホーム 軽運動室】

午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	摘要
1,610円	1,930円	1,930円	採暖用燃料は、1時間ごとに200円とする。

【西木総合健康増進センター(建物施設)・西木コミュニティセンター】

区分			使用料の額				
			午前9時 前の時間 1時間につ き	午前9時 ～ 正午	正午 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後10時	午後10時 後の時間 1時間につ き
使用者(利用 者)が入場料 を徴収しない とき	市外の住民や団体が アマチュアスポーツ 文化的行事に使用す る場合	児童	220円	440円	660円	880円	220円
		生徒					
		学生	440円	880円	1,320円	1,760円	540円
		一般					
市内外にかかわらず営利を目的として 催物に使用する場合		5,500円	11,000円	16,500円	22,000円	5,500円	
使用者(利用 者)が入場料 を徴収する とき	市外の住民や団体が アマチュアスポーツ 文化的行事に使用す る場合	児童	320円	660円	1,100円	1,640円	540円
		生徒					
		学生	660円	1,320円	2,200円	3,300円	1,100円
		一般					
	その他の催物に使用 する場合	市外の住民や団 体が営利を目的 としない催物に 使用する場合	2,200円	8,800円	11,000円	16,500円	4,400円
市内外にかかわ らず営利を目的 として催物に使 用する場合		11,000円	22,000円	33,000円	44,000円	11,000円	
使用有料扱いで暖房、放送設備使 用料		暖房使用料(1時間につき)	660円	放送設備使用料(1時 間につき)		320円	

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した使用料を徴収する。

予約先・お問合せ先	
田沢市民体育館 田沢交流センター	田沢出張所:0187-43-1351
生保内市民体育館	田沢湖市民センター:0187-43-1147
神代市民体育館	神代出張所:0187-43-1352
雲然トレーニングセンター	農業振興課:0187-43-2206
勤労青少年ホーム	勤労青少年ホーム:0187-43-3474
西木総合健康増進センター	桧木内出張所:0187-48-2220
西木コミュニティセンター	中央公民館:0187-43-3535